

## 一般社団法人北海道水産物荷主協会寄附金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道水産物荷主協会（以下、「当法人」という。）が寄附者から金銭その他の財産又は経済的利益を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

### (寄附金の種類及び募集)

第2条 当法人が寄附者から受ける寄附金は、次の寄附金（以下、総称して「寄附金」という。）とする。

(1) 一般寄附金（寄附者が寄附を行う時に用途を特定しない寄附金をいう。）

(2) 特定寄附金（寄附者が寄附を行う時に用途を特定する寄附金をいう。）

2 寄附金には、金銭以外の財産及び経済的利益（以下、「寄附物品等」という。）を含むものとする。

3 当法人は、常時、寄附金を募るものとする。

### (寄附の申入れがあった場合の取扱い)

第3条 寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあった場合には、会長がその寄附の申入れの内容を確認しなければならない。

2 寄附を受ける場合には、理事会の承認を得なければならない。ただし、事前に理事会の承認を得ることが困難な場合には、会長または専務理事の承認を得た上で寄附を受け、速やかに理事会の承認を得るものとする。

3 前項の理事会の承認を得た場合には、次の事項を記載した書面を寄附者に交付しなければならない。

(1) 寄附者の住所及び氏名

(2) 寄附金の額（寄附物品等の寄附である場合には、その種類等）

(3) 一般寄附金又は特定寄附金の別

(4) 寄附金の用途（寄附金が特定寄附金である場合に限り。）

(5) その他必要な事項 4 当法人は、寄附金を受けた場合には、速やかに、寄附者に対し、受領書を発行するとともに、文書等によって謝意を表すものとする。

### (寄附金の用途)

第4条 一般寄附金は、理事会の決議により、その用途を決定する。

2 特定寄附金は、寄附者が特定した用途に使用するものとする。ただし、特定寄附金の全部又は一部を寄附者が特定した用途以外の用途に使用すること（以下、「目的外使用」という。）について寄附者の書面による承認を得た場合で、かつ、特定寄附金

の全部又は一部の目的外使用を行うことについて理事会の承認を得た場合には、その理事会の承認を得た金額について目的外使用を行うことができる。

(寄附金の事務処理手続)

第5条 寄附金として受けた金銭は、特別な預金口座に入金し、別途、受払いを管理しなければならない。

2 寄附物品等の中の固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に記載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、次の目的にのみ利用するものとし、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って管理をするものとする。

(1) 寄附金に関する事項の確認のための問い合わせ

(2) 第3条第4項の受領書の発行

(3) 第3条第4項の謝意の表示

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、代表理事会長が別に定めることができる。

附則〔令和元年6月27日制定〕

1 定款第34条の規程に基づき、理事全員の同意を得た日である令和元年6月27日から施行する。なお、監事は異議ないことを確認。